

2012年8月3日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
(東証・大証・名証第一部:コード番号8604)
野村証券株式会社

野村証券に対する金融庁による行政処分について

本日、野村証券株式会社は、金融商品取引法第51条に基づき、金融庁より以下の業務改善命令を受けました。私どもといたしましては、今回の野村証券に対する業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、お客さまをはじめ、関係の皆様多大なご迷惑をおかけしましたことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

私どもは、証券取引等監視委員会による勧告事案に関連して、法人関係情報管理態勢の強化、人事制度の改善や職業倫理徹底等の改善策を6月29日に公表し、それらの改善策の実施状況を7月26日に公表いたしております。

今後、内部管理態勢の一層の強化・充実を図り、再発の防止および信頼の回復に向けて、全役職員一丸となって、全力で取り組んでまいります。

記

【業務改善命令の内容】

- (1) 社内調査報告書における再発防止策を確実に実施・定着させること。
- (2) 再発防止策の実施状況を定期的に報告すること。
- (3) 再発防止策の実効性を定期的に検証し、検証結果を報告すること。

(注) 検証の結果、不十分な項目があった場合には、その理由及びそれに対する改善方針について報告すること。

- (4) 上記(1)～(3)について、初回報告期限を8月10日(金)とする。以降は、四半期末経過後15日以内を期限とする。なお、上記期限に関わらず、必要に応じて随時報告を行うこと。

以上